

池ノ内自主防災会規約案

【名称】

第1条（名称） 本会は、池ノ内自主防災会と称する。

【目的】

第2条（目的） 本会は、自分達の安全は自分達で守ることを理念に、災害発生時には地区住民が連帯意識をもち、被害の軽減、防止に努めるとともに、その対応のため日ごろから防災関係機関等と連携して防災に関する訓練を実施し、地区住民の防災意識の高揚及び防災技術の習得を図り、もって安全な地域と家庭を築くことを目的とする。

【組織の範囲及び会員】

第3条（活動地域） 本会の範囲については、町の行政区でいう、池ノ内を範囲とし、池ノ内地区に居住する世帯を以って構成する。

【活動】

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当に関すること。
- (3) 防災訓練の計画及び実施に関すること。
- (4) 防災関係機関への支援、協力に関すること。
- (5) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (6) その他地域の防災に関すること。

【役員】

第6条（役員の種類と選出）

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

【役員の仕事】

第7条 会長は本会を代表し、災害発生時には応急対策の指揮をとる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、区（地区）を掌握して、その連絡、調整にあたる。

4 会計は、自主防災会の経理を担当する。

5 監事は、自主防災会の会務及び経理を監査する。

【区の設置】

第8条 本会に区の組織を置く。

【会議】

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会及び役員会の議長は、会長をもって充てる。

【総会】

第10条 総会は、会員を代表する各区の班長以上の者をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、会長又は役員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算に関すること。
- (2) 決算に関すること。
- (3) 規約の制定又は改廃に関すること。
- (4) その他役員会が必要と認めた事項

【役員会】

第11条 役員会は、第5条に定める役員をもって構成し、会議は必要の都度会長が招集し、開催するものとする。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会務に必要な事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

【総会及び役員会の議決】

第12条 総会及び役員会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【経費】

第13条 本会の経費は、会費、助成金、寄附金等をもって充てる。

【会費】

第14条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

【会計年度】

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

【雑則】

第16条 この規約に定めない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。